

サンダース・ベースボール・クラブ 規約

1. 名称 本クラブは、サンダース・ベースボール・クラブ（サンダースBC）と称する。
2. クラブの目的
 - 1) 本クラブは、硬式野球の技術習得を図るとともに、クラブ員相互の親睦を深める。
 - 2) 本クラブは、中学生を主体として構成し、硬式野球等の各種大会に参加する。
3. クラブ組織
 - 1) 本クラブは、代表以下、本会の目的に賛同する、指導者およびクラブ員とその保護者（またはそれに準ずる者）によって組織する。
なお、クラブ員については、小学6年生以上中学3年生までとする。
また、中学校軟式野球部への所属の有無如何を問わない。
 - 2) 本クラブにおける入退会は随時自由とする。また、会費等については入退会の際に運営者側と話し合いの上決定する。
 - 3) クラブ事務局は、クラブ代表宅におく。
4. 事業・活動
 - 1) 本クラブは、中学校地区総合体育大会（地区総体）および県大会終了頃をめぐり夏期の活動を開始する。
（おおよその活動時期は7月より11月頃までとする。）
 - 2) 本クラブは、この活動期間における各硬式野球に係る大会に参加する。
 - 3) 本クラブの冬期の活動は、中学2年生以下小学6年生を対象とし、おもに硬式野球技術向上のための練習を行う。
（おおよその活動時期は11月頃翌年2月頃までとする。）
 - 4) 練習・試合日程等おもな活動についてはその年度の計画に従って行う。
 - 5) クラブ員の保護者は保護者会員とし、必要に応じて、保護者会等を開催する。
5. スタッフ（役員）
 - 1) 本クラブには次のスタッフ（役員）を置く。
 - ・クラブ代表（運営責任者 山口 義博）・監督 ・コーチ ・トレーナー
（なお、監督、コーチ、トレーナーは複数の場合あり）
 - ・保護者代表（冬期は、保護者の任意により互選で選出・夏期での再任は妨げない）
 - 2) 本クラブには活動時期に応じて保護者会を置く。
 - 冬期の活動期の保護者会は任意とし、規定の活動はない。
 - 夏期の活動は保護者会を任意で組織し、必要に応じた活動を行う。
 - ・組織は会長1・副会長1・会計監査1とする。会計は当面トレーナーが行う。
 - ・ただし、最上級生の人数の多い学校から会長・次に副会長・そして会計監査を選出する。
6. 会 費 本クラブ運営のために、次の通り会費を徴収する。
 - 1) 会費 月額4,000円（冬期中学生3,500円、小学6年生は2,500円）
 - 2) その他 夏期は別途3,500円（登録料・保険料・保護者会運用の飲料代及び雑費含）納入する
（会費はできるだけ一括納入とする。）
ユニフォーム・帽子・大会参加費・スポーツ傷害保険等は、必要に応じて徴収する。
7. 会 計 本クラブの会計は、代表が夏期は活動終了の監査後、冬期の活動終了時にそれぞれ報告する。
8. 補 則
 - 1) 中体連活動期（3月～地区・県・各種大会）は学校部活動優先を原則とする。
 - 2) クラブ活動の往復時は、本人や保護者の責任で参加する。
また、練習・大会参加中の事故に関しても、指導者やコーチが故意に行った事故以外は指導者やコーチは責任を負わない。
 - 3) けが等による通院が1日でもあり、傷害保険の適用になる場合は、すみやかに申し出る。
 - 4) 夏期・冬期の各活動期とも全体会費より、車両維持費（保険・車検積立費）を充当する。
8. 附 則
 - 1) 本規約は、平成19年7月1日より 施行する。
 - 2) 本クラブは、平成20年2月13日より、寒河江市社会教育団体として認定される。
 - 3) 平成20年12月 6日 一部改正（夏期の保護者会組織・運営費について）
 - 4) 平成21年 3月 1日 一部改正（スポーツ傷害保険適用改正について）
 - 5) 平成21年11月15日 一部改正（冬期会費について）